

◎新潟県告示第1176号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、平成30年7月新潟県告示第841号において別途告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とする。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世